

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 十 月 二 十 九 日

告 示

岐阜県告示第四百五十八号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年十月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

○知事指定薬物の指定

目 次

（薬務水道課）

ページ
一

一 知事指定薬物の名称

1 N・（ニ・メチルフェニル）・N・「（ニ・フェニルエチル）ピペリジン・四・イル」プロパンアミド及びその塩類

（通称 ortho-Methylfentanyl、o-Methylfentanyl）

2 ニ・「（四・エトキシフェニル）メチル」・五・メチル・「H・ベンゾ[d]イミダゾール・「イル」・N・N・ジエチルエタン・「アミン及びその塩類

（通称 五-Methyl etodesnitazene、Etomethazene）

3 ニ・「（ニ・（ジメチルアミノ）エチル」・「H・インドール・四・イル」プロピオナート及びその塩類

（通称 四-Pro-DMT）

二 指定の理由
条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれが

あると認められるため。
三 指定の効力が発生する日
令和七年十月三十日

令和七年十月二十九日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社